

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第76回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

1 日時

平成28年12月2日（金）10:00～16:15

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員）秋葉康弘，伊藤眞，稲川龍也，井堀利宏，今田幸子，岩井重一，大段亨，
北村節子，田中成明（委員長），中田裕康，明賀英樹（敬称略）

（庶務）中村総務局長，門田審議官，清藤総務局第一課長

（説明者）堀田人事局長，板津人事局任用課長

4 議題

（1）協議

- ・ 平成29年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- ・ 平成29年4月期の弁護士任官候補者について

（2）次回の予定について

5 議事

（1）協議

協議に先立ち，退任した井上委員の後任として秋葉委員が紹介された。

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成28年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

- ・ 平成29年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者に

ついて

庶務から、平成29年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者186人のうち、前回報告した1人のほかに新たに1人が願いを撤回したことにより、今回の審議対象から外れたことが報告された。また、9月2日の当委員会の結果を受け、各地域委員会に対し、指名候補者について情報収集を行い、その結果を取りまとめて送付するように依頼したこと、各地域委員会では、当委員会からの依頼に基づき、情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。さらに、報告された情報が大部になったことから、予定どおり11月22日に作業部会が開催され、重点審議者として追加すべき者の有無についての検討及び9月の委員会において重点審議者とされた者についての検討が行われたことも併せて報告された。このほか、地域委員会における情報収集に関し、9月2日の当委員会の結果を受け、地域委員会に対し、弁護士会に情報提供の周知依頼をするに当たっては、弁護士会が所属する弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではないという当委員会の考え方の周知をこれまで以上に徹底し、制度についての理解を深めるための方策を執っていただきたいことを、再度強く伝えるよう依頼したにもかかわらず、地域委員会から送付された情報の中には、依然として、弁護士会又は弁護士会連合会を経由して地域委員会に提供された情報が含まれていること、該当の地域委員会では、弁護士会又は弁護士会連合会経由の情報であっても、具体的事実が指摘され、情報提供者の氏名が明示されているものについては、情報の適格性の最終判断を当委員会に委ねることとして、これを当委員会に送付していることから、作業部会でも、弁護士会又は弁護士会連合会経由の情報の適格性については委員会において個別に判断されるという前提で、これを一律に排除することなく、検討資料に含めて作業を行っていることが説明された。

庶務からの報告を受けて、地域委員会を通じて上記のように依頼したにもかかわらず、一部の弁護士会又は弁護士会連合会において依然として取りまとめが行われていることに関しては、今後どのような対応を取るべきかについて検

討する必要があるが、本日の委員会においても、作業部会での取扱いと同様に、弁護士会又は弁護士会連合会経由の各情報については、一律に排除することなく、個別にその適格性を判断することとして審議を行うこととされた。

作業部会長である伊藤委員から、作業部会において、9月の委員会で重点審議者とされた者に追加して重点審議者とすべき者を検討した結果について報告され、審議の結果、重点審議者を追加することとされた。

続いて、作業部会長である伊藤委員から、作業部会の検討結果について報告がされ、その結果を踏まえて、指名候補者184人について、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、182人については指名することが適当であると、2人については指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成29年4月期の弁護士任官候補者について

庶務から、9月2日の当委員会の結果を受け、関係する地域委員会に情報収集の依頼をしたこと、当該地域委員会では、当委員会での依頼に基づき情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。

作業部会における検討結果を踏まえ、指名候補者6人について、地域委員会が収集した情報及び最高裁判所から提供された資料に基づき、裁判官に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、2人については指名することが適当であると、4人については指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

(2) 次回の予定について

次回の委員会は、12月19日(月)午後1時30分から開催され、平成29年1月の新任判事補候補者について審議することとなった。

以 上